

議員提出議案第12号

生駒市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第
13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成24年12月10日

提出者 中谷尚敬

賛成者 上原しのぶ

〃 下村晴意

〃 角田晃一

生駒市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

生駒市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年6月生駒市条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例

本則中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加える。

第5条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができる。

第8条を削る。

第9条中「市政に関する調査研究に資するため必要な経費として」を「第5条に定める経費の範囲に基づいて」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第10条 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費 (資料印刷費、調査委託料、文書通信費、交通費、宿泊費等)
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費 (講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、会場費、文書通信費、交通費等)
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、文書通信費、交通費等)
要請・陳情活動費	会派が要請及び陳情活動を行うために必要な経費 (資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等)
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費 (会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入・リース代等)
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)
人件費	会派が行う活動を補助する職員を臨時的に雇用する経費 (給料、手当、賃金等)
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所の賃借料・維持管理費、文書通信費、事務機器購入・リース代等)

別記様式及び別紙を次のように改める。

別記様式（第7条、第9条関係）

年 月 日

生駒市議会議長 様

会派名

代表者の氏名 ⑩

年度政務活動費に係る収支報告書等について

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、別紙のとおり
年度政務活動費収支報告書等を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書

会派名

代表者の氏名

1 収入 政務活動費 円

2 支出

項 目	金 額	備 考
調査研究費	円	
研 修 費	円	
広 報 費	円	
広 聴 費	円	
要請・陳情活動費	円	
会 議 費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	円	
人 件 費	円	
事 務 所 費	円	
合 計	円	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）
附則第1号ただし書の政令で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に改正前の生駒市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。